

株式会社ブルーゾーンホールディングス 定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ブルーゾーンホールディングスと称し、英文ではBLUE ZONES HOLDINGS CO., LTD.と記載する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動の支配または経営管理およびこれに附帯または関連する業務を行うことを目的とする。

- (1) 生鮮魚介類の加工ならびに販売
 - (2) 青果物の生産、加工および惣菜類の加工ならびに販売
 - (3) 食肉類の加工ならびに販売
 - (4) 飲食物の製造ならびに販売
 - (5) 清涼飲料水の販売
 - (6) 酒類、塩、たばこ、米穀の販売
 - (7) 切手、印紙の販売
 - (8) その他一般食料品の製造ならびに販売
 - (9) 衣料品、服飾雑貨、履物、時計、眼鏡、カメラ、化粧品、日用雑貨類の販売
 - (10) 生花、園芸植物、園芸用品、ペット用品、大工用品の販売
 - (11) 車輛による食料品、雑貨類の移動販売
 - (12) 不動産の売買、管理および賃貸借
 - (13) 薬局の経営
 - (14) 医薬品、医薬部外品、医療用具、毒物、劇物、農薬、計量器の販売
 - (15) 家庭用電気製品、電気音響機器、電気通信機器、寝具・インテリア用品の販売
 - (16) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 - (17) 旅行斡旋業
 - (18) スポーツクラブ、料理教室などの文化教室の経営
 - (19) クリーニング、宅配便の取次業
 - (20) 書籍、文房具、玩具、楽器、カー用品、自転車、スポーツ用品の販売
 - (21) スポーツ用品、キャンプ用品、旅行カバン、ビデオカメラのレンタル業
 - (22) 美術館、博物館および資料館の経営および管理ならびに絵画、古物および美術工芸品の売買、交換、賃貸、仲介、管理ならびに展覧会の企画および実施
 - (23) 保育所の経営
 - (24) 前各号に掲げる事業を営む企業の経営指導および業務受託
 - (25) 前各号に附帯する一切の業務
- 2 当社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県川越市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、54,634,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式、新株予約権に関する取り扱いおよび株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

- 2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印もしくは電子署名する。

2 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 31 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 32 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印もしくは電子署名する。

- 2 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第47条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2026年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間における当会社の取締役の報酬等の額は、年額300百万円以内とする。

(最初の監査役の報酬等)

第3条 第40条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の監査役の報酬等の額は、年額50百万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。